

令和3年度 第2回越前町地域公共交通活性化協議会

議事録

開催日時：令和3年11月17日(水)

午前10時00分から午前12時00分

開催場所：越前町生涯学習センター2階会議室1

●出席者

・委員：18名
(欠席者3名)

・事務局：4名

●議事概要

(1) コミュニティバスの廃止について

委員	ルート、バス停ごとの利用状況については把握しているのか。
事務局	それぞれで集計を取っており把握している。
委員	運行廃止日は3月31日と明記されているが、30日が最後の運行になるのか。南越前町のバス停を廃止することを南越前町に情報提供しているのか。横断歩道に掛かっているバス停があると思うが対応をお願いする。
事務局	3月31日が運行最終日になる。南越前町との協議は行っていない、早急に対応する。メルシ前のバス停の他にも危険なバス停があるので順次改善していきたい。
委員	法律上運行しなくなる日が廃止日となるため、運行廃止日は、4月1日廃止としてください。
採決	承認を得た。

(2) コミュニティバスのルート及びダイヤの見直しについて

委員	越前地区巡回ルートの1、2、4便が時計回りでなぜ3便だけが反対回りなのか。
事務局	利用状況から、海岸部から来るバスはメルシに先により、海岸部に向かうバスは、メルシ前を西進するのが求められているため。
委員	越前地区乗合いルートの越前南部の各バス停は廃止しなければならないのか。
委員	六呂師午房ケ平の方が利用する場合、バス待合所等があるが止まれないことになっておるのは見直せないか。

事務局	現在は全く利用者がいないので、付近のバス停を通過の方向で考えていたが、比較的主要なバス停を数か所止まる方向で調整する。
委員	織田から越前温泉日本海を利用する人が何人もいる。その人たちの足は確保されるのか。
事務局	織田から海岸部の温泉へ通う集まりが2、3グループ存在するのを把握している。実際織田とかれい崎を運行する路線バスは上下合わせて25本あり、コミバスの現ダイヤと時間が重複しているものもあるため、今回のダイヤ改正で再調整した。路線バスはコミバスと同料金の100円で利用できることから、織田かれい崎間の温泉利用者の足は確保されると考えている。
採決	承認を得た。

(3) コミュニティバスの停留所の新設等について

	意見なし
採決	承認を得た。

(4) デマンドタクシーの運行計画について

委員	バス停とバス停の区間を指定の時間に運行しているほやほや号が町の一部を運行している。運行範囲が限定されるとはいえ、自宅から乗車できるとなると利用が偏ると考えられる。自宅発着について配慮してもらえないか。
事務局	地元タクシー事業者とも事前協議し、予約時間の制限、利用時間の制限、ドアツードアでなく指定乗降地を設ける条件を設定したので、ご了解いただきたい。
委員	登録者の制限は設けるのか。また足腰が悪い人だけを自宅乗降可能とし、健常者は最寄りのバス停での乗降にすることはできないか。
委員	公共交通であるため、不特定多数の利用が大前提となる。身体的不自由などで利用者と限定する場合は、介護タクシーなど別事業になる。
委員	登録者に制限がないのであれば、観光客も利用できるのか。希望時間に空きがない場合の対応は考えているか。
事務局	登録者の制限を設けることは考えていない。予約が殺到して利用できない場合は、車両が空いている時間に利用してもらうよう促す。安易に車両を増やすことは現時点では考えていない。
委員	制度周知は徹底して欲しい。
委員	町外者や観光客も利用できることにするというが、町民のための公共交通であるため観光バス化されることを心配する。障がい者の利用については優遇して欲しい。
委員	今回新たに購入するミニバンでは車イスの対応は可能か。
事務局	新たに購入する車両はミニバン送迎タイプ車両で、電動ステップや通路が広く後部座席に乗りやすい構造のものだが、車イス対応ではない。
委員	制度周知は徹底して欲しい。

事務局	デマンドタクシーの制度については周知活動が大切だと考えている。区長会、老人会や各種会合での説明の機会があれば、顔出しして積極的に周知活動を行う。町広報誌でも特集記事として取り上げる予定である。
委員	十分な説明をして登録者を増やすことが大切。1年後に利用状況を検証し地域公共交通計画にあるPDCAに基づき、見直しすべきところは改善し、より良いものに変えていくことが重要である。現段階ではやってみないと分からない部分が多い。今回多数の意見が出たので事務局で整理し進めてもらうようお願いする。
採決	承認を得た。

(5) デマンドタクシーの乗降地点の設定について

委員	コミュニティバス路線廃止に伴う代替手段としてのデマンドタクシーだから、その廃止された区域の人しか使えるわけではないのか。織田バスターミナルから役場本庁には行けないのか。自宅と指定地の考え方を詳しく説明して欲しい。
事務局	デマンドタクシー車両は指定された区域から出ることができないと考えて欲しい。デマンドタクシーでは織田バスターミナルから役場本庁には行けない。デマンドタクシーで織田バスターミナルまで行って、コミュニティバス環状ルートや路線バスに乗換えて役場本庁まで行って欲しい。利用登録した方の自宅は、その方だけが利用できる乗降所として登録されることになるので、自宅と指定乗降所間の移動が可能になり、自宅と指定地の利用、指定地と指定地間の利用ができる。
採決	承認を得た。

●報告事項

(1) 商業施設駐車場内乗降について

意見なし

●その他

意見なし。
